

がん全ゲノム解析等連絡調整会議 開催要綱

1. 目的

我が国において、国家戦略として、一人ひとりにおける治療精度を格段に向上させ、治療法のない患者に新たな治療を提供するといったがんや難病等の医療の発展や、個別化医療の推進などを目的として、全ゲノム解析等を推進するため、がんや難病領域の「全ゲノム解析等実行計画（第1版）」を2019年12月にとりまとめた。がん全ゲノム解析等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）は、同実行計画に基づき、我が国のがん全ゲノム解析等により、がん医療への活用、日本人のがん全ゲノムデータベースの構築、がんの本態解明、創薬等の産業利用を進めるために必要な事項を具体的に検討するため、開催するものである。

なお、連絡調整会議において議論し、とりまとめた事項は、「がんに関する全ゲノム解析等の推進に関する部会」に報告することとする。

2. 検討事項

- (1) がんの全ゲノム解析等に関する統一的なデータ等を効率的に収集するための体制について
- (2) がんの全ゲノム情報等のデータの収集、管理・運営、利活用方法について
- (3) がんの全ゲノム解析等を推進するための基盤整備について
- (4) その他がんの全ゲノム解析等に関し必要な事項について

3. 構成員

- (1) 連絡調整会議は、健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 連絡調整会議に主査を置く。主査は、構成員の中から、健康局長が指名する。
- (3) 連絡調整会議の構成員の任期は、2年とする。
- (4) 連絡調整会議には、必要に応じ、構成員以外の有識者等の参集を求めることができる。

4. その他

- (1) 連絡調整会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると主査が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。
- (2) 会議資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると主査が認めた場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を明示するとともに、主査が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (3) 連絡調整会議の庶務は、関係各局・各課の協力を得て、厚生労働省健康局がん・疾病対策課が行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、主査が健康局長と協議の上、定める。